

向川桜子選手「目指せ、北京オリンピック」後援会会則

(名称と事務所の所在)

第1条 本会の名称は、「目指せ、北京オリンピック」向川桜子選手後援会（以下「本会」という。）と称し、事務所を横手体育館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、この趣旨に賛同する関係者により、選手の技術力向上に援助し、併せて会員相互の連携を図り、「北京オリンピック」に向けた支援を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 強化対策費用の寄付行為に関する事業
- (2) 各種大会における支援事業
- (3) 会員相互に関する事業
- (4) その他必要とする事業

(会員及び会費)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 本会の趣旨に賛同し、協力する者
- (2) 本会の趣旨に賛同する企業等
- (3) 会費は年会費とする

(入会、退会)

第5条 会費の納入及び寄付をもって会の入会とし、会費納入できない場合は、退会とみなす。ただし、役員を除く。

(収支)

第6条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入によって運営する。

2 会費の額、並びにその納入方法は次のとおりとする。

- 1) 個人会員は、1口5,000円以上とする。
- 2) 法人会員は、1口30,000円以上とする。
- 3) 寄付金の納入時期は、任意とする。
- 4) 会員は、理由の如何を問わず、会費の返還を請求することができない。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 役員は、次の方法によって選任する。

- (1) 会長、副会長、監事は総会において選任する。
- (2) 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会務及び会計を監査し総会において報告する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、定期総会から翌年度の定期総会終了するまでとし、再任は妨げない。ただし、年度途中の委嘱の場合や欠員が生じた場合の補充で就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、定時総会と役員会とする。

(会議の招集)

第12条 総会及び役員会は、会長が招集する。

(総会)

第13条 本会に総会を置く。総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 総会は会員をもって構成する。

3 定期総会は毎年7月に開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めた場合及び監事から請求があった場合に開催する。

5 総会の議長は、会長があたる。その議事は出席会員の過半数をもって決する。

6 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 会長、副会長、監事の選任

(4) 会則の改定

(5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(6) その他運営に関する事項

(事務)

第14条 本会の事務を処理するための事務局員を置く

2 事務局員は、会長がこれを委嘱する

3 事務局員は、本会の庶務及び会計事務を処理する。

(資産)

第15条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 助成金

(4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及び予算は、役員会の承認を経て、総会の議決を得な

ければならない。

(事業報告及び決算)

第17条 本会の事業報告及び収支決算は、毎年事業年度終了後速やかに総会を開催し、議決を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

2 最初の事業年度は、設立の日から平成27年9月30日までとする。

附則

1 この会則は、平成26年10月6日より施行する

2 この会則は、平成30年7月27日より施行する